

発達障害者支援のあり方を考える — 発達障害者支援の動向と期待 —

土 田 耕 司

The Role of Support for Persons with Developmental Disabilities The History and Expectation

Koji TODA

キーワード：発達障害，発達障害者，発達障害者支援，当事者運動

概 要

1990年代中頃から，発達障害の話題がマスメディアで取り上げられる機会が少なくない。その背景には，教育現場での崩壊と異常な少年犯罪が原因として考えられる。時を同じくして，当事者やその家族たちが支援の必要性を訴えた活動が起こっていった。

このような流れから，文部科学省は「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し特別支援教育の中に発達障害児の支援を大きく取り上げた。さらに，国会では発達障害者の生活全般を支援する法律として「発達障害者支援法」の成立に向けて準備がなされている。このように，社会全体が発達障害者の支援に向けて好ましき方向に向かっていくことは評価できる。しかし，社会が発達障害者を正しく理解しているかは疑問がある。そこから新たな問題が発生する可能性も予測されなくはない。

まず，発達障害者支援とは，発達障害者に対する間違った認識が持たれないように社会の倫理の確立が最大の課題となる。社会に正しい認知させることこそが，社会福祉が担うべき発達障害者支援の最大の役割と考えられる。

序

ここ数年来，コミュニケーションや対人関係を保つことの不得意な自閉症やアスペルガー症候群，注意や集中することに欠ける注意欠陥/多動性障害(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder 以下，ADHD)，読み書きや計算などの特定の分野において学ぶことの困難な学習障害 (Learning Disabilities 以下，LD) などの発達障害の話題が頻繁にマスメディアで取り上げられる。その背景には，近年多発している少年による残虐な事件の裁判過程での精神鑑定において加害者である少年の中に少なからず ADHD やアスペルガー症候群などの発達障害が発見されているからである。また，このような発達障害を持った歴史上の偉人たちが興味本位に取り上げられ話題性を掻き立てているともいえる。

発達障害を持った子どもたちは，決して近年になって増加したものではない。医療水準の低い社会や時代においては，感染症や栄養失調などで多くの子どもたちが命を失わなければならない状況に置かれており，子どもたちの生命の維持が社会の第一の要求であり，生命の維持に影響を与えない軽度の発達障害は個人の生存に関わるものでないため，大きく問題視されなかったことが現実である¹⁾。

しかし，このような子どもたちへの対応が全くなされていなかったということではない。医療分野においては精神科の児童精神医学領域で治療や研究が連綿と行われていた。また，教育分野においては特殊教育の領域で療育や処遇方法が研究され実践が行われていた。それぞれの時代や社会状況を反映して心理社会的要因と生物的要因の間を振り子のように揺れ動いてきたのである²⁾。それは，それぞれの対処者の置かれている環境や生活領域において個々の分野でそれぞれの対応がされていたといえる。

そこで，本研究において新しい局面を迎えつつある発達障害者支援の必要性を求める社会的な背景と今後

(平成16年10月9日受理)

川崎医療短期大学 介護福祉科

Department of Care Work, Kawasaki College of Allied Health Professions

の課題について考察を試みたい。

発達障害の概念構成

発達障害児とは一般に脳の中樞神経系の機能不全に因るとみられる障害であり、何らかの成熟障害ないしは機能障害が原因で生じる多様な障害と考えることができる。発生は発達期に脳の慢性、非進行性の障害が生じたものと考えられ、狭義には精神発達遅滞、広汎性発達障害、特異的発達障害(LD, コミュニケーション障害, 発達性協調運動障害), ADHDを指しており、広義には脳性麻痺, 重症心身障害, てんかんなども含まれる³⁾。発達障害という言葉は用いている場面や人により、その意味が異なることがあるので注意が必要である。

本論で論じている発達障害とは、上記の定義における狭義の意味での発達障害と考えている。このことに関しては、賛否両論があることは認めた上で、近年問題視されているADHDやLD, アスペルガー症候群などの症状を中心に、発達障害という言葉を用いて論じることを理解して頂きたい。

現実に発達障害を持っていても、顕著な知的面での遅滞が認められなければ知的障害者としての対象となり難い。このため良いか悪いかは別として、従来の障害者の枠組みの中に取り入れられず、「変わった子ども」「変わった人」といわれながら社会の中で生活していた人たちではないだろうか。

障害者施策においても、障害者基本法に定められる障害に含まれるには曖昧であり、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の対象とならないがゆえに、公的な福祉サービスを受けるためのハードルが高く、持っている課題は少なくない。言い換えるならば、わが国の福祉、教育や保育などの障害児・者、健常者児・者の従来の定義の枠組みからはみ出ている人たちということができるとはならないだろうか。

非日常から日常へ

発達障害の話題がわが国で取り上げられるようになったのは、今までに例を見ない、子どもたちの教育現場での崩壊と異常な少年犯罪が社会に衝撃を与えた1990年代中頃からである。

教育の現場においては、小学校の低学年の学級で授業中に子どもたちが教室を勝手に歩き回るなどし、授業が円滑に行えないとか、友だちと上手に遊べない

児童の現象が話題となった。このような子どもたちの中に発達障害を持った子どもが多く含まれており、小学校低学年の学級崩壊の引き金として発達障害の子どもたちが取り上げられた⁴⁾。特に話題になったのは1998年にNHK総合テレビで放映された「学校—荒れる心とどう向き合うか—」という特集番組で、大阪府内の公立小学校を取材し実際の学級崩壊の映像が映し出され、テレビの映像からはADHDやLDとわかる複数の子どもの授業中の風景が写されており、あたかも学級崩壊と発達障害児とが関連付けられているかのようでもあった。

次に、少年犯罪に関しては前にも触れたが少年による残虐な事件の加害者の中に少なからず発達障害が発見されたことである。1997年に神戸市で起こった14歳の少年による小学生殺害事件で、加害者の少年に発達障害が発見され話題となった⁵⁾。さらにその後、立て続けに発生している少年による残虐な事件の加害者らも、少なからず発達障害を持った子どもが見つけられている。ここで、間違った認識がなされないためにも、少年犯罪と発達障害の因果関係は各方面で論じられているが定説ではないことを付け加えておく。

このように、子供たちを取り巻く発達障害の話題は、教育現場や子育て中の親たちに強い関心が持たれ、マスメディアにも頻繁に取り上げられた。

子どもたちの社会現象に追従するかのごとく、司馬理英子著の「のび太・ジャイアン症候群」や、サリ・ソルデン著の「片づけられない女たち」などの発達障害を題材とした大衆書が数多く出版され社会の話題性を集めたことは、より発達障害に対して社会の関心を煽ったといえる。

さらに、米国の有名な映画俳優のトーマス・クルーズ・アポザー（トム・クルーズ）は自らがLDであることを公表し、LDという発達障害のハンディーを抱えながらもアメリカン・ドリームを実現したことは、発達障害者に対してより社会の関心が高められたといえる⁶⁾。その反面、話題性が先行してしまった観も否定できない。

一方では、各家庭へのパソコンの普及とインターネットの大衆化に伴って、発達障害の子どもを持つ親やその当事者たちの多くがホームページを開設し個々の意見の発信が容易になり、また情報も簡単に入手できるようになった。これらの中から高山恵子が代表の「NPO法人えじそんくらぶ」や、白井由佳が代表の「NPO法人大人のADD & ADHDの会」などの発達障害者の

当事者運動が起こったと考えられる。このような団体は、1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）成立によって法人格を取得し、社会的な活動の推進が図られたことも否定できない。

当事者やその家族たちの活動は、結果的ではあるが当事者や家族などが要求の実現のために組織化を図り、運動を社会全体へと展開していく社会福祉活動として捉えることができる。わが国の発達障害者の問題は、時代的背景と当事者の活動が、タイミング良く重なり合ったことによって、社会の関心を集め社会を動かしたともいえる。

施策とのほざまで

1) 教育活動の支援

社会のニーズに最も早く反応を示したのが教育行政であった。文部科学省は2001年に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し特別支援教育の在り方について検討を行った。そして、文部科学省初等中等教育局長決定として2002年に「今後の特別支援教育のあり方について(中間まとめ)」⁷⁾、翌2003年に「今後の特別支援教育のあり方について(最終報告)」⁸⁾を立て続けに発表している。

報告によると、今後の特別支援教育が必要とされる児童や学生は従来の特殊教育の枠組みの中で考えられていた障害児に限らずに、ADHD、LD、アスペルガー症候群や高機能自閉症のある通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への、教育的対応は緊急かつ重要な課題と位置づけており、学校教育現場での教育指導方法や判断基準などが詳細に述べられている。さらに、学内外からの教育支援体制の確立の必要性を述べ、親の会やNPOなどの発達障害児の理解の促進などを目的に活発に活動を行っている草の根的な活動が、教育の充実や効果的な展開を図る上で、重要な役割を果たしうるものと捉え、親の会などとの連携を図りながら教育現場での取組みを行うことが重要と位置づけるなど、国の対応の迅速さと柔軟な姿勢の報告内容は評価すべきである。

文部科学省の対応の早さには、教育現場において発達障害者の処遇が重大な課題と考えられていると推測できる。それは、2001年に設置された「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が、最終報告を発表する前年の2002年に中間報告の中でADHD、LD等の発達障害のある児童生徒数は6%程度と発表したことに裏付けられているのではないだろうか。あえて

この時期に発達障害のある児童生徒の数値を発表することは、この問題の重大さとも受け取ることができる。さらに国の取り組む姿勢とも窺い取れる。

しかし、実際に子供たちに接する学校の現場においてこの報告が浸透し、報告に基づいた教育指導が実施されているか否かは疑問である。発達障害児の教育現場での対応は始まったばかりであり、すぐに結果が現れないことは理解できるが、子どもたちの成長発達を考えると、子どもたちの日々の生活に直結した身近な個々の学校レベルでの、より迅速な対応が欠かせないことは言うに及ばないことである。

2) 法制化へ

国会の場においても、2004年6月に閉会した第159通常国会で議員立法で、発達障害のある人達の学校教育や就労など生活を広く支援する「発達障害者支援法(案)」の成立を目指して準備がなされていた⁹⁾。しかし、この国会では成立に至らなかったが、近い将来にこの法律は成立することと思われる。また、期待も大きい¹⁰⁾。

この法律は、発達障害児を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めており、発達障害者に対し生活全般にわたる支援とその福祉の増進を図ることを目的としている。そして、その総合的な支援を国が責任を持って行うことが明記されている。

また、発達障害者をADHD、LD、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能の障害と定めていることも、今まで曖昧であった対象となる発達障害の領域を明確に位置づけているといえる。この法律は、現時点では成立されておらず、ここで多くを論ずることは差し控えておくこととする。

法律の成立に向けての活動の成果は、わが国で発達障害者の問題が社会的な課題として認知されたことである。そして、支援への新しい方向性が示され進展していくと考えられる。これらのことから、社会が発達障害者の問題を当事者や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として認識したことは望ましいことである。

今後の課題

社会全体が発達障害者の支援に向けて好ましき方向

に向かっていることは評価できる。しかし、今後起こりうる問題も容易に推測することができる。第一には、社会全体が発達障害者について十分な認識や理解をしないままに障害者という言葉が先行し、新しい障害者の差別が発生しないかと危惧される。身体障害者のように目に見えて分かり易い障害者と違い、社会での理解は低いと考えられる。発達障害者への正しい認識と理解が持たれるような環境の整備が図られることを切望する。

第二に、わが国の発達障害者の総数である。さまざまな定説はあるが、ここでは文部科学省の「今後の特別支援教育のあり方について（中間まとめ）」で発表された、小中学校の児童生徒数に占める発達障害児の割合の約6%から推測するならば、わが国には約700万人の発達障害者が存在すると考えるのが妥当ではないか。その理由としては、発達障害は脳の中樞神経系の機能不全に因るとみられる障害であることから、成長によって社会生活力は身に付け、それなりに能力障害は緩和されたとしても機能障害そのものは残るものと考えられることから、大人になっても障害が完治するとは考えられない。この点についての科学的な根拠に基づいた検討がなされることを期待したい。

第三に、発達障害の位置づけの曖昧さと、障害程度の個人差の大きさである。支援する側が発達障害者の持っているニーズを正確に把握しているかどうかは疑問である。今後、発達障害者のさらなる研究と調査が図られなければならない。そこから、発達障害者への正しい理解と支援サービス体系が確立していくのであろう。

さらに、発達障害の問題は教育や医療、福祉に限定された課題ではない。その課題は計り知れなく多方面に関連している。それは、発達障害者の生活の問題であり、社会の責務でもある。

おわりに

今日の複雑化した社会で「あたりまえ」の生活を、

「あたりまえ」に送ることに困難を感じるのが発達障害者の問題の本質ではないかと感じている。それは、他の人たちから理解されることに困難を要する障害だからである。そこには、従来の常識の範疇で考えられない柔軟で許容範囲の広い支援サービス体系の強化が急速に求められる。

発達障害者の支援の必要性が社会で認められ、社会は発達障害者の問題に向かって対応していく姿勢を示した。今後は、その支援サービスを確立させていく時期となることは明白である。

発達障害者支援には、実際に抱え持つ問題に詳細な対応策が求められることが必要不可欠であるが、このことだけでは真の問題の解決には至らない。発達障害者を障害者としてだけ捉えるのではなく、一人の個人として捉えることであり、そこには、発達障害者に対する間違った認識が持たれないように、社会の倫理の確立が最大の課題となる。このことを、社会に認知させることこそが社会福祉の領域の担うべき最大の役割となるであろう。

文 献

- 1) 森永良子, 上村菊朗: LD-学習障害, 東京: 医歯薬出版, pp 11-16, 1992.
- 2) 山崎晃資: 「障害児・病児のための発達理解と発達援助」, 京都: ミネルヴァ書房, pp 138-150, 1997.
- 3) 宮本信也: 発達障害の診察, 小児の精神と神経 41, 119-128, 2000.
- 4) 榎原洋一: 「多動性障害児」, 東京: 講談社新書, pp 28-35, 2000.
- 5) 同前書, pp 13-25.
- 6) 星野仁彦: 「知ってて良かったアダルト ADHD」, 東京: ヴォイス, pp 81-88, 2004.
- 7) 文部科学省初等中等教育局: 今後の特別支援教育のあり方について (中間まとめ), 2002.
- 8) 文部科学省初等中等教育局: 今後の特別支援教育のあり方について (最終報告), 2003.
- 9) 福祉新聞: 2004. 5. 31.
- 10) 朝日新聞: 2004. 8. 18.